

平成28年(モ)第4061号 保全異議申立事件

(基本事件:平成28年(ヨ)第16号 相模原支部 仮処分命令申立事件)

債権者 部落解放同盟 外5名

債務者 宮部 龍彦

保全異議準備書面(2)

平成28年12月27日

横浜地方裁判所第3民事部保全係 御中

債務者 宮部 龍彦

第1 債権者準備書面(2)への認否および反論

1 第1第1項について

事実については認める。

なお、その後の経過は平成28年4月18日付債務者答弁書第2第4項(3)で述べたとおりである。

2 第1第2項について

ツイッターでの発言は認めるが、「削除」した点は否認する。

債務者が行ったのは転送であり、具体的には「同和地区.みんな」にウェブブラウザでアクセスすると、「jigensha.info」等の別のドメインに接続が転送されるようにした。

3 第2第1項について

1段落目は認めるが、その余は否認ないし争う。

「ドメインを所有し管理しているにもかかわらず、その内容を管理できないということはある得ない」というのは、明らかに誤りで、債務者はインターネットのドメインや DNS の仕組みを理解していない。

ドメインは IP アドレスに名前を付けて人間に分かりやすくする仕組みに過ぎず、ウェブサイトの管理とは全く別個のものである(乙68)。

それを実証するために、現在「同和地区.みんな」にウェブブラウザ等でアクセスすると、部落解放同盟中央本部のウェブサイトに接続されるようにしていた。無論、部落解放同盟中央本部のウェブサイトを債務者が管理しているものではなく、債務者はドメインに関連付けられた IP アドレスを部落解放同盟中央本部のウェブサイトのものに変更したに過ぎない。

4 第2第2項について

争う。

債権者が例示する「動物病院対2ちゃんねる事件」は、プロバイダ責任制限法(乙69)が適用されなかった事件である。「2ちゃんねる」の場合は、権利侵害を受けた関係者からの削除依頼を意図的に拒否していたが、債務者はプロバイダ責任制限法による免責が適用される要件以上の措置を取っている。

また、「同和地区 Wiki」が特に「危険なホームページ」であった事実はない。Wiki(乙67)は誰でも編集可能なシステムであり、削除することも可能である。「2ちゃんねる」のような掲示板にはない機能で、むしろ虚偽や不適切な内容を事後的に訂正可能なので安全である。それにも関わらず、債権者が自ら削除や訂正を行わなかったことは、訴訟を提起するための意図的な不作為であると疑わざるを得ない。

また、Tor による接続を受け入れ発信元の IP アドレスを秘匿可能なウェブサ

イトは無数に存在する(ツイッターやインスタグラム等もそうである)。Tor は中国やサウジアラビア等のインターネットに対する検閲が行われている諸国で、市民の人権を守るために使われており、Tor による接続がされるからと言って、危険なサイトには当たらない。

以上